

日田市道路管理包括的民間委託導入可能性調査業務 仕様書

1. 適用

本仕様書は、日田市が発注する「日田市道路管理包括的民間委託導入可能性調査業務」に適用する。

2. 目的

近年、インフラの老朽化の進行により維持管理の重要性は高まっているが、限られた人員、厳しい財政状況の中で適切に維持管理を行う必要がある。

本業務は、市内の道路インフラの維持管理業務において、民間のノウハウを活用しながら、効率的・効果的な維持管理を実現するとともに、地域の担い手確保などを目的に包括的民間委託の導入検討を進めるもの。

3. 適用法令・要綱・参考資料等

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- (2) 地方自治法
- (3) 民法
- (4) 道路法
- (5) 都市計画法
- (6) 日田市契約規則
- (7) 個人情報保護法
- (8) その他関連法令並びに通達

4. 業務内容

(1) 計画準備

本業務の実施に関する方針を検討し、実施項目及び手法、人員体制、業務工程、打合せ計画、整理・検討方法等について業務計画の立案を行うものとする。なお、作業着手前に業務計画書を発注者に提出して、その承認を得なければならないものとする。また、その計画を変更しようとする場合も同様とする。

(2) 道路施設に関する現状把握と課題の整理

本市における道路インフラの整備現状、維持管理状況の把握を行った上で、道路維持管理に関する課題の整理を行う。また、国県道の維持管理状況についても把握を行う。

(3) 資料収集整理

本業務に必要な資料及びデータ（道路台帳、路面性状診断結果、災害リスク他行政情報及び民間データ等）を収集し整理を行うものとする。

(4) 包括的民間委託スキーム検討

本市において実現性の高い包括的民間委託モデル事業の事業範囲や事業内容、要求水準、リスク分担などについて検討を行い、事業スキーム（案）を作成する。また道路法をはじめとする関連法令について、包括的契約を実施する上で、法的な制約がないかを整理、確認し、法的制約や課題に対する対応策を検討する。

(5) サウンディング調査（事業内容検討）

包括的民間委託の事業内容について確認するため、サウンディング調査を実施する。サウンディング調査は、地元業者等を対象にしたアンケート、ヒアリングなどを想定している。

(6)道路維持管理効率化の検討及び実証

道路維持管理の効率化、業務の高度化、意志決定の迅速化等に資する取組みを検討し、包括的民間委託を想定した現場実証を実施する。

なお、導入対象及び実証範囲、期間については双方協議の上決定する。

(7)導入可能性の評価

包括的民間委託導入の効果を整理し、効果の検証を実施するもの。

(8)リスク分担・公募条件の検討

事業のリスク分担表、公募条件（業務範囲、契約期間、企業の参加要件、技術者の配置要件、要求水準（維持管理水準）、モニタリングの方法等）の作成を行う。

(9)サウンディング調査（公募条件検討）

公募条件の検証に活用するため、本事業に参画意欲の高い民間事業者を対象にサウンディング調査を実施する。本サウンディング調査は、地元業者等を対象にしたアンケート、ヒアリングなどを想定している。

(10)入札関連図書（素案）の概略検討

これまでの検討内容や他自治体の例をもとに、構成や記載すべき事項等を検討し、入札関連図書（素案）を作成する。

(11)打合せ協議

業務に関する打合せ協議の結果は、記録簿として受注者が整理・記録し、打合せ後、速やかに提出するものとする。なお、打合せ回数は5回（業務着手、中間打合せ3回、成果物納品）とし、業務着手時及び納品時には管理技術者が出席するものとする。

(12)成果とりまとめ

上記までの検討内容及び成果をとりまとめて業務報告書を作成する。また、業務報告書を及び関連データを電子データとしてとりまとめ、DVD-R等の電子媒体に格納する。

(13)その他

契約締結後、業務内容の変更・追加があった場合は双方協議のうえ決定するものとする。

5. 適用する諸基準

本業務に適用する諸基準は、次に示すものとする。

なお、諸基準は、最新のものを適用することとし、履行期間内に改正があった場合は、発注者と協議するものとする。

- ・インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き（国土交通省 総合政策局）

6. 委託契約期間

委託期間は、契約締結の日から令和9年3月25日までとする。

7. 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料について、原則として受注者が収集するものであるが、発注者が所有し本業務に必要、又は利用できる資料は受注者に貸与する。

その場合、貸与を受けた一覧表を作成の上、発注者に提出し、業務完了とともに返却するものとする。

本業務遂行のために必要な次の資料について、適宜発注者から受注者へ貸与するものとする。

- (1) 本業務の対象道路施設に関する既往資料（各種台帳等）

- (2) その他、発注者が主有する資料のうち、業務履行上必要と認めたものについて貸与する。

8. 疑義

本業務の仕様書記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合、速やかに発注者と協議し、発注者の意図を十分に理解し業務を遂行するものとする。

9. 業務に必要な提出書類等

(1) 着手時に次の書類を提出し、委託者の承認を受けること。

①着手届 ②技術者届 ③業務計画書（様式は任意）

(2) 打合せの議事録を作成し、委託者に提出すること。

①議事録

(3) 完了時に次の書類を提出し、委託者の完了検査を受けること。

①完了届 ②納品書

③成果品（成果物、部数は以下のとおり）

ア、業務報告書 2部

イ、業務報告書の電子媒体 1枚

ウ、関連データ 1式

10. 個人情報の保護

(1) 受注者は、受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別紙1－2「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(2) 受注者は、受託業務を第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

(3) 受託者は、業務終了後、委託者から入手した情報資産を返還または委託者の指示する方法で完全に消去・廃棄し、その旨の証明を書面で委託者に通知しなければならない。

【問合せ先】

日田市 土木建築部 都市整備課 担当：後藤

〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号

電話番号：0973-22-8325（直通）

ファックス：0973-22-8247

電子メール：toshi@city.hita.lg.jp